

改正

平成18年11月2日規則第100号

平成21年5月29日規則第48号

令和元年8月28日規則第79号

令和3年8月31日規則第76号

令和4年1月26日規則第2号

令和5年5月25日規則第46号

佐世保市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則

(趣旨)

第1条 この細則は、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「法」という。）の施行について、法、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号。以下「政令」という。）及び宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(試掘等の許可)

第2条 法第6条第1項の規定により試掘等の許可を受けようとする者は、障害物の伐除及び土地の試掘等許可申請書（第1号様式）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の許可をしたときは、障害物の伐除及び土地の試掘等許可証（第2号様式）を申請者に交付するものとする。

(宅地造成等に関する工事の許可申請書の添付書類等)

第3条 省令第7条第1項第12号及び同条第2項第10号並びに第63条第1項第2号及び同条第2項第2号に規定する規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 当該宅地造成等に関する工事の許可申請区域の土地の登記事項証明書又はこれに代わるもの
- (2) 当該宅地造成等に関する工事の許可申請区域内の土地の公図の写し
- (3) 当該宅地造成等の工事にかかる工程表
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 許可申請書には、当該申請に係る工事の現場管理者の住所及び氏名を明記するものとする。ただし、許可申請書の提出時において現場管理者が定まっていない場合には、当該工事に着手するまでに当該工事の現場管理者の住所及び氏名を文書で届け出ることをもって許可申請書の記載に代えることができる。

(不許可通知書の様式)

第4条 法第14条第2項又は第33条第2項の規定による不許可の通知は、宅地造成等に関する工事の不許可通知書(第3号様式)によつて行うものとする。

(軽微な変更の届出)

第5条 法第16条第2項又は第35条第2項の規定による軽微な変更の届出は、宅地造成等に関する工事の変更届出書(第4号様式)によつて行うものとする。

(完了検査申請書の添付資料等)

第6条 省令第40条及び第70条に規定する完了検査申請書には、次の各号に規定する資料を添付するものとする。

- (1) 工事の範囲を明示した資料及び写真
- (2) 擁壁、排水施設等の配置及び構造を明示した図面

(排水施設の位置)

第7条 政令第16条に規定する排水施設の設置に関する技術的基準のうち位置に関するものは、同条第1項及び第2項に定めるもののほか、原則として次に掲げる位置の基準によるものとする。

- (1) 切土又は盛土をした土地の部分に生じることとなる崖(擁壁でおおわれた崖を含む。)の下端の部分
- (2) 道路となるべき土地の側辺の部分
- (3) 切土をした土地の部分で、湧水のある場所又は湧水のおそれのある場所
- (4) 盛土をすることとなる土地で、雨水その他の地表水の集中する部分及び湧水のある部分
- (5) 前各号のほか、雨水その他の地表水をすみやかに排除する必要がある土地の部分

(排水施設の構造)

第8条 政令第16条に規定する排水施設の設置に関する技術的基準のうち構造に関するものは、前条各号に掲げる排水施設の位置に応じ、その排除すべき雨水その他の地表水を支障なく流下させることができるものとし、同条第1項及び

第2項に定めるもののほか、次に掲げる技術上の基準によるものとする。

(1) 計画流出量の算定は、次の基準によることとする。ただし、他の法令により別に管理者があるときは当該施設の管理者が定める基準によるものとし、都市施設（都市下水路等）として管理されるものについては当該施設の管理予定者が定める基準によることができる。

イ 計画降雨の降雨量は、超過確立年5年以上とする。

ロ 流出係数既存市街地及び開発区域0.9以上その他の地域0.7以上

ハ 河川（水路）の重要度、地域の特性等によりイ及びロによることが不適当なときは、事前に関係者が協議して基準を定めるものとする。

(2) 排水施設の接続部分は、セメント又はモルタル等により堅固に接合すること。

(3) 道路となるべき部分に設置することとなる排水施設は、日本産業規格該当品又はこれと同等以上の強度を有する材料を使用し、砂利及びコンクリート等により基礎を施すこと。

(4) 暗渠を道路となるべき部分に埋設する場合には、その頂部と地盤面との距離は、1.2メートル以上とする。ただし、暗渠に損傷を与えることを防止するために必要な措置を講じ、市長が特に認めた場合においては、この限りでない。

(5) 流水の方向又は勾配が著しく変化する箇所には円型又は角型のますを設置するものとし、当該ますの内法幅は45センチメートル以上とすること。

（身分証明書）

第9条 法第7条第1項（法第24条第2項において準用する場合を含む。）及び第2項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書（第5号様式）とする。

附 則

この細則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和5年5月26日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号。以下「令和4年改正法」という。）による改正前の宅地造成等

規制法（昭和36年法律第191号。以下「旧法」という。）第3条第1項の規定による指定がされている宅地造成工事規制区域の区域内における宅地造成に関する工事等に対する第1条の規定による改正後の佐世保市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則（以下「新施行細則」という。）の規定の適用については、令和4年改正法による改正後の宅地造成及び特定盛土等規制法第10条第1項の規定により指定された宅地造成等規制区域を同条第4項の規定により公示する日の前日までの間（以下「経過措置期間」という。）は、なお従前の例による。

- 3 旧法第8条第1項本文（令和4年改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の許可（経過措置期間の経過前にされた都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項又は第2項の許可を含む。）を受けた者が行う当該許可に係る宅地造成に関する工事に対する新施行細則の規定の適用については、経過措置期間の経過後においても、なお従前の例による。

第 1 号様式（第 2 条関係）

障害物の伐除及び土地の試掘等許可申請書

年 月 日

（あて先）佐世保市長

申請者 住 所

氏 名

電話番号

〔 法人の場合は法人名及び
代表者名 〕

宅地造成及び特定盛土等規制法第 6 条第 1 項の規定により、障害物の伐除及び土地の試掘等の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

1 行 為 年 月 日	
2 行 為 場 所	
3 行 為 目 的	
4 行 為 内 容	
※ 所 見	
※受付欄	※処理欄

（注意）

※印欄は、記入しないでください。

第2号様式（第2条関係）

佐世保市指令第 号
年 月 日

様

障害物の伐除及び土地の試掘等許可証

佐世保市長 印

年 月 日付けで申請のあつた障害物の伐除及び土地の試掘等については、宅地造成及び特定盛土等規制法第6条第1項の規定により、次のとおり許可します。

1 行為年月日	
2 行為場所	
3 行為目的	
4 行為内容	

佐世保市指令第 号
年 月 日

様

佐世保市長 印

宅地造成等に関する工事の不許可通知書

年 月 日付けで申請のあつた宅地造成等に関する工事については、次の理由により不許可となりましたので、宅地造成及び特定盛土等規制法（第14条第2項・第33条第2項）により通知します。

1 受付番号及び許可 申請年月日	
2 宅地の所在及び地番	
3 許可をしない理由	

（教示）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、佐世保市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、佐世保市を被告として（訴訟において佐世保市を代表する者は佐世保市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第4号様式（第5条関係）

宅地造成等に関する工事の変更届出書

年 月 日

佐世保市長 様

届出者 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法（第16条第2項・第35条第2項）の規定に基づき、宅地造成等に関する工事の変更について、下記により届け出ます。

記

1 変更に係る事項

2 変更の理由

3 宅地造成等に関する工事の許可番号

年 月 日 佐世保市指令 第 号

備考 変更に係る事項は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

第5号様式（第9条関係）

（表面）

第	号		
身 分 証 明 書			
住 所	佐世保市八幡町1番10号 佐世保市役所		
氏 名			
職 名			
上記の者は、宅地造成及び特定盛土等規制法第5条第1項、第6条第1項、第24条第1項（同法第48条において準用する場合を含む。）又は第43条第1項の規定に基づき測量調査障害物の伐除及び試掘等又は検査を行うため他人の占有する土地に立ち入る職権を有するものであることを証明します。			
年	月	日	公布
			佐世保市長
			印

（裏面）

注 意 事 項	
1	宅地造成及び特定盛土等規制法第5条第1項、第6条第1項、第24条第1項（同法第48条において準用する場合を含む。）又は第43条第1項の規定による測量、調査、障害物の伐除及び試掘等又は検査を行うため他人の占有する土地に立ち入るときは、この証票を携帯しなければならない。
2	職権に基づき他人の土地に立ち入る際に関係人の請求があつた場合においては、本証を提示しなければならない。
3	本証は、犯罪捜査のために使用してはならない。
4	本証は、他人に貸与してはならない。
5	本証を紛失したときは、直ちにその旨を届け出なければならない。
6	資格を喪失したときは、本証を返還しなければならない。